

教育支援体制整備事業費補助金  
(帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業) 交付要綱

令和3年(2021年)4月1日  
滋賀県教育委員会

(通則)

第1条 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る教育支援体制整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)ならびに滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等及び不就学等の外国人の子供に対する教育支援事業を行う自治体に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、公立学校、地方自治体その他団体等で連携した指導・支援体制の構築を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助額)

第3条 滋賀県知事(以下「知事」という。)は、前条の目的を達成するため、別記に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を市町(以下「補助事業者」という。)が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る補助対象経費および補助事業に係る補助金(以下「補助金」という。)の額は、別記に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、知事が別に定める期日までに様式1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査のうえ、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に補助金交付決定通知書とともに補助金交付申請取下届(様式3)を知事に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、県の契約および支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ様式4による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付した補助金の額に影響を及ぼさない場合を除く。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は様式5によるものとする。

3 知事は、第1項を承認する場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができるものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは様式6による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式7による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに様式8による状況報告書を求め、またはその状況を調査することができる。

(実績報告)

- 第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 20 日を経過した日または当該年度の 3 月 24 日のいずれか早い日までに様式 9 による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。
- 3 補助金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに県の会計年度が終了した場合）における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式 10 による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 14 条 知事は、第 9 条に規定する補助事業の中止または廃止の申請があった場合および次の各号に掲げる場合には、第 5 条に規定する交付の決定の全部もしくは一部を取り消しまたは変更することができる。
- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、交付規則、その他の法令、規則もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、知事は補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、第 1 項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助

金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還および前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の交付)

第 15 条 補助金の交付は原則として精算払とするが、知事が、補助金の交付の目的を達成するうえで概算払が必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、概算払を行おうとする市町は、様式 11 による補助金交付請求書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止または廃止の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第 17 条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書ならびに決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにする様式 12 による補助金調書を作成しておかなければならない。

(標準処理期間)

第 18 条 規則第 5 条の規定による補助金の交付の決定は、規則第 4 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

2 規則第 13 条の規定による補助金の額の確定は、規則第 12 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(電磁的方法による提出)

第 19 条 補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他県に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものでありかつ、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を用いるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知)

第 20 条 知事は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、知事は補助事業者  
に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 21 条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金等から適用する。

別記（第3条関係）

1 補助対象事業の内容、補助対象経費および補助金の額は次のとおりとする。

事業名	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業</p>	<p>帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、帰国・外国人児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制の整備に係る取組を行う事業</p>	<p>補助対象経費は、諸謝金、報酬、人件費、職員手当等、旅費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費とし、各費目の扱いについては、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業実施要領（I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）」（平成25年3月31日 文部科学省初等中等教育局長裁定 改正平成27年1月27日 一部改正平成28年1月13日 一部改正平成29年1月27日 一部改正平成31年1月23日 一部改正令和2年2月4日 一部改正令和3年2月10日）の定めるところによる。</p>	<p>補助対象経費の2/3以内とする。</p>
<p>外国人受入れ拡大に対応した日本語指導等への支援事業</p>	<p>来日して間もない外国人児童生徒等への日本語指導の充実を図るとともに、外国人児童生徒等が自身や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう母語支援や適応指導の充実を図る。</p>	<p>（この欄は上記の通り）</p>	<p>補助対象経費の2/3以内とする。</p>

2 補助金の額の算定にあたり1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。